

令和3年10月1日

クリーンデバイス・テクノロジー株式会社
代表取締役 大野 里枝

訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、松井修一他を相手方として、当社の商標権を侵害し、当社の商号を許諾なく利用し、当社が保有する特許権を侵害し、加えて当社が構築したフランチャイズシステムに対する不法行為に基づく損害賠償等請求訴訟を東京地方裁判所に提起いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟を提起した裁判所及び年月日

- (1)裁判所: 東京地方裁判所
(2)提起日: 令和3年9月 30日

2. 訴訟を提起した者(原告)

〒108-0075 東京都港区港南1-8-23 Shinagawa HEART15階
原告 クリーンデバイス・テクノロジー株式会社
上記代表者 代表取締役 大野 里枝

3. 訴訟を提起した相手(被告)

被告 松 井 修 一

被告 カーエアコンクリーニング株式会社
上記代表者 代表取締役 青 田 大 助

被告 有限会社阿部モータース
上記代表者 代表取締役 青 田 千 恵 子

4. 当社概要

当社は、平成30年11月7日の設立以来、自動車のエアコン内部の熱交換器(エバポレーター)の洗浄を独自の施工方法によって洗浄を可能にし、短時間でカーエアコンの臭いの悩みを解決する「空気の洗車屋さん」を、フランチャイズシステムを通して展開しております。従来のカーエアコンクリーニングの課題として、エアコン本体を取り外し、丸洗いしなければ根本から臭いを取り除けないという点が挙げられますが、独自の特許 製品を用いてクリーニングを行うことで同課題を解消したカーエアコンクリーニングサービスを運営しております。

5. 訴訟の請求趣旨

民法709条、特許法102条3項・同4項、不正競争防止法4条及び5条3項に基づいて損害金1億3206万8481円のうち、一部請求として、金1456万5937円及びこれに対する本訴状送達の日から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払。

6. 当社の方針

当社では、保有する知的財産権を重要な経営資源と位置付けております。第三者が保有する知的財産権を尊重するとともに、第三者が、当社の保有する知的財産権を尊重することを求めます。
今後も当社の知的財産権が侵害されていると判断した場合は、常に厳正に対処していく所存です。

以上